

保証期間及び返戻金制度について

- 1 返金条件については下記の通りとする。ただし、Aについては受け入れ企業の選択により、いずれかの保証内容とする。

	保証期間	保証内容
A	入社日から30日以下で退職した場合 (一時帰国の手続きは除く、下記も同様)	紹介手数料の80%返金 または新たな人材をご紹介
B	入社日から31日以上、 60日以下で退職した場合	紹介手数料の50%を返金
C	入社日から61日以上、 90日以下で退職した場合	紹介手数料の20%を返金

- 2 当社は、受け入れ企業が前項記載の保証において新たな人材の紹介を希望した場合、基本契約書記載の採用決定者が退職した日の翌日から起算して90日以内に、受け入れ企業に対して求人数の人材を紹介しなければならない。
- 3 当社は、受け入れ企業に対して前項記載の期日までに所定の人数を紹介できなかった場合、本条第1項A記載の割合で紹介手数料を返金しなければならない。
- 4 当社は、受け入れ企業に対して前項記載の期日までに所定の人数を紹介したものの、受け入れ企業が採用に至らなかった場合には紹介手数料の返金義務を免れる。